

## 青森県個人情報の保護に関する規則

(令和5年3月青森県規則第10号)

(趣旨)

第1条 この規則は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）、個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号。以下「令」という。）及び青森県個人情報の保護に関する条例（令和5年3月青森県条例第3号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語は、法及び条例において使用する用語の例による。

(条例個人情報ファイル簿の作成及び公表)

第3条 県の機関等は、個人情報ファイル（法第74条第2項第9号に掲げるものに限る、条例第3条第2項各号に掲げるもの及び同条第3項の規定により条例個人情報ファイル簿に掲載しないものを除く。次項及び第4項において同じ。）を保有するに至ったときは、直ちに、条例個人情報ファイル簿を作成しなければならない。

2 条例個人情報ファイル簿は、県の機関等が保有している個人情報ファイルを通じて一の帳簿とする。

3 県の機関等は、条例個人情報ファイル簿に記載すべき事項に変更があったときは、直ちに、当該条例個人情報ファイル簿を修正しなければならない。

4 県の機関等は、条例個人情報ファイル簿に掲載した個人情報ファイルの保有をやめたとき、又はその個人情報ファイルが法第74条第2項第9号に該当しないものとなったときは、遅滞なく、当該個人情報ファイルについての記載を削除しなければならない。

5 県の機関等は、条例個人情報ファイル簿を作成したときは、遅滞なく、これを当該県の機関等の事務所に備えて置き一般の閲覧に供するとともに、インターネットの利用その他の情報通信の技術を利用する方法により公表しなければならない。

6 条例第3条第1項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 法第60条第2項第1号に係る個人情報ファイル又は同項第2号に係る個人情報ファイルの別

(2) 法第60条第2項第1号に係る個人情報ファイルについて、次項に規定する個人情報ファイルがあるときは、その旨

7 条例第3条第2項第3号の規則で定める個人情報ファイルは、法第60条第2項第2号に係る個人情報ファイルで、その利用目的及び記録範囲が条例第3条第1項の規定による公表に係る法第60条第2項第1号に係る個人情報ファイルの利用目的及び記録範囲の範囲内であるものとする。

(保有個人情報開示請求書)

第4条 開示請求書は、保有個人情報開示請求書（第1号様式）による。

(電磁的記録に記録されている保有個人情報の開示の方法)

第5条 次の各号に掲げる電磁的記録に記録されている保有個人情報についての法第87条第1項の規定により県の機関等が定める方法は、それぞれ当該各号に定める方法とする。

(1) 用紙に出力することができる電磁的記録に記録されている保有個人情報 当該保有個人情報が記録されている電磁的記録を用紙に出力したものの閲覧（開示請求に係る保有個人情報の一部を開示するとき、その他相当な理由がある場合にあっては、当該出力したものの写しの閲覧）又はその写しの交付

(2) 用紙に出力することができる電磁的記録以外の電磁的記録に記録されている保有個人情報 当該保有個人情報が記録されている電磁的記録を専用機器により再生したものの閲覧、聴取又は視聴

2 前項の規定にかかわらず、開示請求に係る次の各号に掲げる電磁的記録に記録されている保有個人情報について当該各号に定める方法による開示を容易に行うことができる場合においては、当該保有個人情報の開示の方法は、それぞれ当該各号に定める方法とすることができる。

(1) 前項各号に掲げる保有個人情報 当該保有個人情報が記録されている電磁的記録の写しの交付

(2) 前項第1号に掲げる保有個人情報 当該保有個人情報が記録されている電磁的記録を専用機器により再生したものの閲覧、聴取又は視聴

(保有個人情報開示実施方法等申出書)

第6条 令第26条第1項の書面は、保有個人情報開示実施方法等申出書（第2号様式）による。

(写しの送付に要する費用の納付の方法)

第7条 令第28条第4項の規則で定める方法は、納入通知書により納付する方法その他県の機関が定める方法とする。

(保有個人情報訂正請求書)

第8条 訂正請求書は、保有個人情報訂正請求書（第3号様式）による。

（保有個人情報利用停止請求書）

第9条 利用停止請求書は、保有個人情報利用停止請求書（第4号様式）による。

（法の施行の状況の公表）

第10条 条例第17条の規定による県の機関等における法の施行の状況の公表は、毎年度の6月30日までに、その前年度における当該状況を青森県報に登載して行うものとする。

2 前項の公表は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 開示請求の件数及び開示決定等の状況
- (2) 訂正請求の件数及び訂正決定等の状況
- (3) 利用停止請求の件数及び利用停止決定等の状況
- (4) 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等並びに開示請求、訂正請求及び利用停止請求に係る不作為についての審査請求の件数並びにこれらについての裁決の状況
- (5) その他必要と認める事項

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

（青森県個人情報保護条例施行規則及び知事が取り扱う個人情報の保護に関する規則の廃止）

2 次に掲げる規則は、廃止する。

- (1) 青森県個人情報保護条例施行規則（平成11年5月青森県規則第56号）
- (2) 知事が取り扱う個人情報の保護に関する規則（平成11年5月青森県規則第55号）